



鳥取県公報

平成15年6月17日(火)
第7493号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	行政書士法による公開による聴聞 (385) (総務課)	1
	県自然環境保全地域の指定予定 (386) (環境政策課)	2
	県自然環境保全地域に関する保全計画の決定予定 (387) (")	2
	鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例 による水質基準 (388) (県民生活課)	3
	土地改良法による換地処分 (389) (耕地課)	3
	土地改良事業の協議の適否の決定 (390) (")	3
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	4
調達公告	一般競争入札の実施 (電子県庁推進課)	5
正 誤	平成15年3月31日付鳥取県公報号外第55号中訂正.....	7
	平成15年3月31日付鳥取県企業局訓令第1号中訂正.....	7

告 示

鳥取県告示第385号

行政書士法 (昭和26年法律第4号) 第14条第2項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成15年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 聴聞の期日及び場所
平成15年6月25日 (水) 午後2時から
鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁第13会議室 (議会棟3階)
- 2 聴聞の当事者
倉吉市西倉吉町5番地3
行政書士 朝倉彰則
- 3 予定される不利益処分の内容
45日間の業務の停止
- 4 根拠となる法令の条項
行政書士法第14条第1項

5 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

鳥取県総務部総務課
鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第386号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第13条第1項の規定に基づき、県自然環境保全地域を指定する予定であるので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成15年7月1日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

平成15年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 県自然環境保全地域の名称

牧谷県自然環境保全地域

2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

岩美郡岩美町大字牧谷字又助谷の一部（面積1.5ヘクタール）

3 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所

鳥取県生活環境部環境政策課及び岩美町企画観光課

4 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間

平成15年6月17日から2週間

鳥取県告示第387号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第14条第1項の規定に基づき、牧谷県自然環境保全地域に関する保全計画を定める予定であるので、同条第4項において準用する同条例第13条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成15年7月1日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

平成15年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保全計画の決定の案の概要

(1) 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、岩美町大字牧谷地内にある又助池（通称）に、カキツバタ群落が発達し、希少種を含む多種類の湿性植物が生育するとともに、トンボ類を中心とする昆虫類、カイツブリ等の鳥類等の多様な野生動物が生息し、貴重な湿地生態系が形成されている地域である。

本地域のうち、多様な野生動植物が生息し、又は生育する中心的な又助池の区域を特別地区に指定し、その適正な保全を図る。

(2) 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	区 域	面 積
又助池特別地区	岩美郡岩美町大字牧谷字又助谷の一部	0.3ヘクタール

(3) 自然環境の保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第16条第4項第7号に規定する知事が指定する湖沼又は湿原は、次のとおりとする。

湖沼又は湿原の名称	位 置	面 積
又 助 池	岩美郡岩美町大字牧谷字又助谷の一部 (又助池特別地区内)	0.3ヘクタール

(4) 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名称種類	位 置	工 種
標 識	岩美郡岩美町大字牧谷字又助谷	新 設
植 生 復 元 施 設	必要に応じて設置する。	
病害虫等除去施設	必要に応じて設置する。	

2 保全計画の決定の案の縦覧場所

鳥取県生活環境部環境政策課及び岩美町企画観光課

3 保全計画の決定の案の縦覧期間

平成15年 6月17日から 2週間

鳥取県告示第388号

鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）第3条第8号及び鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）第6条第2号に規定する知事が別に定める水質基準を次のとおり定め、平成15年10月1日から施行する。

平成15年 6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

レジオネラ属菌は、100ミリリットル中に10コロニーフォーミングユニット（cfu）未満であること。

鳥取県告示第389号

土地改良法例（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中北条地区（第5工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年 6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第390号

溝口町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成15年6月17日から21日間
- 3 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成15年6月17日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成15年7月4日 午前10時から午後 4時まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の 管内に居住する者
経験者講習	平成15年7月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住す る者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 ノート型コンピュータ 28台

イ 借入物品 ノート型コンピュータ収納ケース 28個

ウ 借入物品 ノート型コンピュータ収納ラック 1個

エ 借入物品 無線LANPCカード 28個

オ 購入物品 ソフトエウェア ライセンス数428

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期限

平成15年8月1日から平成19年7月31日まで

(4) 納入期限

平成15年7月31日（木）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)アからオまでに掲げる物品の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。
- (3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成15年6月17日（火）から同年7月2日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部電子県庁推進課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部電子県庁推進課開発担当
電話 0857 - 26 - 7614

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年7月2日（水）午後2時
鳥取県庁第3会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年6月26日（木）正午までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成15年3月31日付鳥取県公報号外第55号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
12	6	鳥取県企業訓令第1号	鳥取県企業局訓令第1号

平成15年3月31日付鳥取県企業局訓令第1号（鳥取県企業局被服貸与規程及び鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
13	下から12	規程	訓令

